

令和8年5月8日

入院患者・ご家族の皆様へ

診療報酬改定に伴い、令和8年6月より入院時食事療養費のご負担金額が下記の通り変更となります。

所得区分		令和8年5月まで	令和8年6月から
70歳未満	70歳以上		
区分 ア	現役並みⅢ	1食510円 (1日3食 1,530円)	1食550円 (1日3食 1,650円)
区分 イ	現役並みⅡ		
区分 ウ	現役並みⅠ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得Ⅱ (90日まで)	1食240円 (1日3食 720円)	1食270円 (1日3食 810円)
区分 オ	低所得Ⅱ (90日超) ※注:手続きが必要	1食190円 (1日3食 570円)	1食220円 (1日3食 660円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食 330円)	1食130円 (1日3食 390円)

※平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者様は、退院するまでの間、260円になります。

※注:区分オの方で入院日数が申請日の属する月以前の12ヶ月間に91日以上入院されている場合、市役所で「長期申請」の手続きが必要となります。

全医療機関共通の金額となりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

天久台病院 医事課